資料 3

アスペスト問題について

1.石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の概要

平成18年3月環 境 省 総 務 省 国 土 交 通 省

1.趣旨

「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定)のうち、「今後の被害を未然に防止するための対応」として必要となる法律の改正について、一括して行うもの。

2.骨子 「各改正の概要は別紙のとおり。1

(1)大気汚染防止法の一部改正[環境省]

アスベストを使用している工作物 (工場のプラント等)について、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

(2)地方財政法の一部改正[総務省]

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスベストの除去に要する経費 について、地方債の起債の特例対象とする。

(3)建築基準法の一部改正[国土交通省]

建築物における健康被害を防止するため、吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウール等の使用を規制する。

(4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正[環境省]

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

2. 大気汚染防止法改正の概要

平成 18 年 3 月

環境省

アスペストを使用している工作物 (工場のプラント等)について、解体 等の作業時における飛散防止対策の実施を義務づける。

1 . 背景

現行の大気汚染防止法では、解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策として、建築物の解体等の作業のみが規制対象とされている。

一方、工場のプラントなどの、建築物に該当しない工作物の解体等の作業については、規制対象とされていない。

このため、今後、飛散性のアスベスト建材が使用されている工作物の解体等の作業に伴い、大気汚染が問題化する懸念がある。また、同種の施設(建築物に付設された煙突と工作物に付設された煙突など)の間で不合理な規制格差が生じることとなる。

2.概要

アスベストを使用している工作物の解体等の作業を、大気汚染防止法の 規制対象に追加する。

これにより、建築物の解体等の作業と同様に、都道府県知事への事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守などが義務づけられることとなる。

<<参考>>規制強化の概念図

今後の規制対象 これまでの規制対象 工作物 建築物 (工場のプラント等) (オフィスビル、集合住宅等) 対象を拡大

3.地方財政法改正の概要

平成 18 年 3 月

総務省

地方公共団体が行う公共施設等に係るアスペストの除去に要する経費について、地方財政法第5条に規定する経費に該当しないものについても、 地方債をもってその財源とすることができるよう、特例規定を設ける。

1.背景

地方財政法では、公共施設等の解体やアスベスト建材の撤去のみの事業 や飛散防止のみのための応急事業は、地方財政法第5条第5号の「建設事 業費」に含まれないため、地方債を事業のことはできないこととされてい る。

これらの工事は、人の健康又は生活環境に係る被害の防止のため緊急に対応することが必要であるが、地方債で財源措置が行えない場合、財源が確保されないことから実施が困難となる地方公共団体が発生することが想定される。

2.概要

今回の法改正により、地方公共団体が公共施設等の解体やアスベスト建材の除去を行う場合、地方財政法第5条第5号の「建設事業費」に該当しない場合であっても地方債をその財源とすることができることとした。公布と同日に施行し、平成17年度の除去事業でも地方債を財源とすることができるよう措置している。

4.建築基準法改正の概要

平成 18 年 3 月 国土交通省

アスベストによる健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの 使用を規制するための改正を行う。

1. 背景

吹付けアスベストなど、アスベストを飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれ。

このため、今後、アスベストの飛散による健康被害が生じないよう、建築物におけるアスベストの使用に係る規制を導入する。

2. 概要

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール等飛散の おそれのあるものの使用を規制する。

【規制の効果】

増改築時における除去等を義務づけ アスベストの飛散のおそれのある場合に勧告・命令等を実施 報告聴取・立入検査を実施 定期報告制度による閲覧の実施

(参考)吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物13,099 棟(12月19日現在)社会福祉施設245 施設 (11月29日現在)病院324 施設 (11月29日現在)学校施設等771 施設 (11月29日現在)公共建築物6,617 施設 (11月29日現在)

5 . 廃棄物処理法改正の概要

今後大量に発生するアスペスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設する。

1.背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物(スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト、アスベスト含有家庭用品)が、今後大量に発生*。

* ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上。

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の 強化*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

* 破砕施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

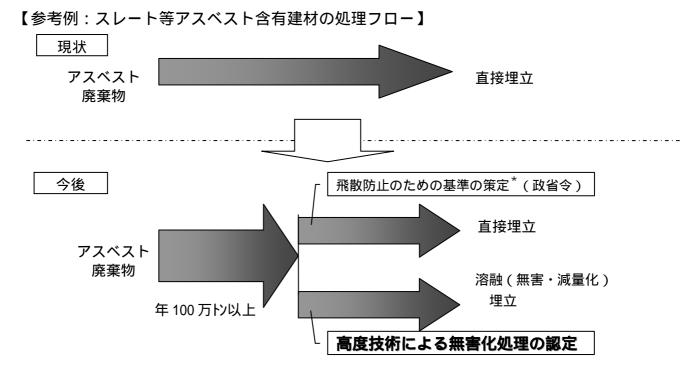
これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート*の確保が必要。

* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

2 . 概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、 国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。

* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。



* 破砕施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

6. 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

平成18年3月 環 境 省 厚生労働省

. 制度の目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

. 制度の概要

1.救済給付の支給制度

- (1) 指定疾病
 - 中皮腫
 - ・気管支又は肺の悪性新生物
- (2) 救済給付の支給

救済給付の種類等

救済給付は、以下に掲げるとおりとし、(独)環境再生保全機構 (機構)が、石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定()を受けた者(被認定者) 本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対し支給。

を療費(自己負担分) 被認定者に係る給付 療養手当 103,870円/月 葬祭料 199,000円

施行前に死亡した者 / 特別遺族弔慰金 2,800,000円 の遺族に係る給付 特別葬祭料 199,000円

その他

救済給付調整金

- ・・・有効期間は5年。なお、治る見込みがないときは更新可能
- 注・・・被認定者が、その認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受けたときは、機構は、被認定者に代わり、医療費として支給すべき額を当該保険 医療機関等に支払うことが可能(この結果、被認定者の窓口負担は無し)。

認定

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定(認定の効力は申請時に遡って発生)は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が実施。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知。

医学的判定の際の基準については、3月2日に中央環境審議会より答申。

その他

- ・認定及び救済給付の支給に係る申請については、当面、機構(川崎・大阪)及び環境省地方環境事務所(全国11か所)で受付。 委託契約が済み次第、保健所等でも受付。郵送も可。
- ・救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一事由について損害のてん補がされた等の場合、機構は、その価額の限度で救済給付を支給しない。

(3) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」 を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年 度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一 定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。

事業主の要件、特別拠出金の額の算定方法については、有識者等からなる検討会 を経て、平成18年度の前半のできるだけ早期に決定予定。

2.特別遺族給付金の支給制度

(1) 対象者

石綿にさらされることにより発症する指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等(死亡労働者等)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

(2) 種類

- ・特別遺族年金:死亡労働者等の配偶者等であって、死亡労働者等の 死亡の当時その収入によって生計を維持していたこ と等の要件を満たすものに対して支給。
- ・特別遺族一時金:特別遺族年金を受けることができる遺族がいない ときに、配偶者等の遺族に対して支給。

(3) 費用

・労働保険料として労災保険適用事業主から徴収。

3 . 施行期日

施行期日は、平成18年3月27日とする。なお、申請は、施行日の一週間前の日(平成18年3月20日)から行うことができる。 また、石綿健康被害救済基金の設置等は平成18年2月10日から、 費用の徴収については平成19年4月1日から施行する。

<u>4.見直し</u>

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的:石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な 救済を図る。

施行日:基金の創設

救済給付・特別遺族給付金の支給

事業者からの費用徴収

制度全体について5年後に見直し。

平成18年2月10日 平成18年3月27日 平成19年4月1日

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

全事業主 労働保険徴収システムを 活用

一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

玉

平成17年度補正予算により基金に拠出 基金創設時の事務費の 全額及び平成19年度 以降は事務費の1/2 を負担

地方公共団体

国の基金への費用負担の 1/4に相当する金額を 平成18年度以降 一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金

(独)環境再生保全機構に設置

石綿に起因する指定疾病

- ·中皮腫
- ・肺がん

救済給付

- ·医療費(自己負担分)
- ·療養手当(103,870円/月)
- ·葬祭料(199,000円)
- ·特別遺族弔慰金(2,800,000円)·特別葬祭料(199,000円) (法施行前の死亡者の遺族に対する救済給付)

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

[特別遺族給付金の支給]

対象者:指定疾病等により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

給付額:特別遺族年金 原則240万円 / 年

特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。

財源:労働保険特別会計労災勘定から負担する。

7. 石綿による健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について

概要

3月2日(木)に開催された、中央環境審議会環境保健部会において 2月9日付けで環境大臣から中央環境審議会に諮問された「石綿による 健康被害の救済における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方」に ついて審議され、報告が取りまとめられた。これを受け、同日、中央環 境審議会会長から環境大臣に答申がなされた。

答申の概要

1. 趣旨

石綿健康被害救済法の施行を図るため、指定疾病に係る医学的判定に関する考え方をとりまとめたもの。

2.内容

- (1) 法による救済給付の対象となる指定疾病の範囲について
 - ・石綿を原因とする中皮腫及び肺がんの特殊性に鑑みて、当面、対象 の疾病はこれら 2 疾患とすることが適当。
 - ・その他の疾患については、今後、更に知見を収集し、その取扱いに ついて検討していくことが適当。
- (2) 石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定するための 考え方について

以下の場合に指定疾病にかかったと判定することが適当

- ・中皮腫については、中皮腫であることが確認された場合
- ・肺がんについては、原発性肺がんであり、
 - 胸部 X 線検査等において一定の異常所見が確認できた場合 又は
 - 肺内に一定量以上の石綿小体や石綿繊維が確認された場合

3.今後の取り扱い

石綿健康被害救済法の施行通知において指定疾病に係る医学的判定の考え方について示し、法律の施行を図る予定。